

議 会 運 営 委 員 会

日時：令和８年６月１８日（木）

午後１時３０分～

場所：本館３階 議場

事 件

１）令和８年６月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて

２）その他

R08 熊議委 000010 号
令和 8 年 6 月 1 8 日

熊取町議会議長 文野 慎治 様

事業厚生常任委員会
委員長 田中 圭介

事業厚生常任委員会の招集について（通知）

下記により、事業厚生常任委員会を招集しますので、議会会議規則第 6 4 条の規定により、通知します。

記

1. 日 時： 令和 8 年 6 月 2 4 日（水）午後 1 時 3 0 分
2. 場 所： 本館 3 階 議場
3. 付託審査事件：

請願第 1 号	主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の 接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線 4 車線化を一体 とした都市機能の早期整備に関する請願
---------	--

令和8年6月熊取町議会定例会日程表(案)

月 日	曜日	種 別 内 容 等
6 4	木	10:30 議会運営委員会
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	(12:00 質問関連資料提出期限)
9	火	
10	水	10:00 本会議
11	木	10:00 本会議
12	金	10:00 本会議(予備日)
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	
18	木	10:00 事業厚生常任委員会 13:30 議会運営委員会 15:00 都市計画道路建設促進特別委員会
19	金	10:00 総務文教常任委員会 13:30 議員全員協議会
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	13:30 事業厚生常任委員会
25	木	10:00 本会議
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	

令和 8 年 6 月熊取町議会定例会議事日程（案）

令和 8 年 6 月 2 5 日（木）午前 1 0 時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 4 6 号 | 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 4 7 号 | 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 4 8 号 | 行政手続条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 4 9 号 | 国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 5 0 号 | 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 5 1 号 | 介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 5 2 号 | 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入について |
| 日程第 8 | 議案第 5 3 号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について |
| 日程第 9 | 議案第 5 4 号 | 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について |
| 日程第 1 0 | 請願第 1 号 | 主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線 4 車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願 |

追加議事日程（案）

日程第 1 議員提出議案
第 号

日程第 2 議員提出議案
第 号

日程第 3 議員提出議案
第 号

日程第 4 議員提出議案
第 号

日程第 5 議員提出議案
第 号

日程第 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

意見書一覧

1 意見書等

- 1) 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書（案）
（令和8年6月2日受付、R08熊議第000143 号）
- 2) ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）
（令和8年6月2日受付、R08熊議第000143-001 号）
- 3) すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（案）
（令和8年6月2日受付、R08熊議第000143-002 号）
- 4) 日本国憲法を守り、戦争しない国づくりを求める意見書（案）
（令和8年6月2日受付、R08熊議第000143-003 号）
- 5) 大阪空港、関西空港及び堺泉北港を「特定利用空港・港湾」に指定しないことを求める意見書（案）
（令和8年6月2日受付、R08熊議第000143-004 号）

内閣総理大臣	高市 早苗	殿
国土交通大臣	金子 恭之	殿
厚生労働大臣	上野 賢一郎	殿
財 務 大 臣	片山 さつき	殿

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書(案)

「住まい」は社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラである。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担が生活困窮に拍車をかけている。また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化している。

現行の住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれていないと言いき難い。

よって、国においては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

一、低所得者や子育て世帯を対象とした新たな「住宅手当」制度を創設すること。あわせて、既存の家賃補助制度の対象拡大と補助額の引き上げを図ること。

一、居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。

一、高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、IoT 技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。

一、UR 賃貸住宅や公営住宅の空き住戸を NPO 法人等に定期借家・低い家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。

一、生活保護の住宅扶助基準額を現行の家賃相場に見合う水準へ引き上げるとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とすること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 8 年 月 日

内閣総理大臣	高市 早苗	殿
厚生労働大臣	上野 賢一郎	殿
内閣府特命担当大臣（こども政策）	黄川田 仁志	殿

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書(案)

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一、医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。

一、ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。

一、ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。

一、ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年 月 日

内閣総理大臣	高市 早苗	殿
厚生労働大臣	上野 賢一郎	殿
文部科学大臣	松本 洋平	殿
内閣府特命担当大臣（こども政策）	黄川田 仁志	殿
財務大臣	片山 さつき	殿

すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書(案)

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国および地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところである。

一方で、ケアラーは子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度は未だ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、国においては、すべてのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

記

- 一、ヤングケアラーに限らず、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 一、ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 一、地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
- 一、ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年 月 日

日本国憲法を守り、戦争しない国づくりを求める意見書(案)

我が国は、1945年8月15日から戦後80年間、戦争しない国づくりをすすめてきた。

1946年（昭和21年）11月3日に公布、1947年（昭和22年）5月3日に施行された日本国憲法は、再び戦争することはないと高らかに宣言し、国民が主人公の国づくりをすすめるとして、三大基本原則を明記した。すなわち、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を掲げ、日本が民主的で平和な国で在り続けることを明らかにしたものである。

前文においては、平和を愛する諸国民の構成と審議に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し、全世界の国民平和的生存権を確認しており、さらに第9条においては、戦争を放棄し、戦力の保持を禁止し、交戦権を否認することで、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする国民の決意を示した。

ところが現政権がアメリカと一緒にあって推し進めようとしている軍拡競争では、軍事対軍事の悪循環をもたらし、平和と安定を脅かすリスクを高め、日本国憲法を踏みにじり国民を危険にさらすことになる。

よって国においては、日本国憲法を守り、戦争しない国づくりをすすめてい

くよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2026 年 6 月 日 熊取町議会

衆議院議長／参議院議長／内閣総理大臣／法務大臣／防衛大臣 宛

大阪空港、関西空港及び堺泉北港を「特定利用空港・港湾」に

指定しないことを求める意見書（案）

国は、2024年4月1日に5空港11港湾を「特定利用空港・港湾」に指定したことを皮切りに、現在（4月8日）までに全国24空港33港湾を指定している。

この度、さらに大阪空港、関西空港及び堺泉北港を同候補地として検討している。

「特定利用空港・港湾」は、安倍政権が2014年7月1日に従来の政府見解を180度転換するクーデターとも言える閣議決定によって、集団的自衛権の行使容認を打ち出したことに始まり、翌年（2015年）4月27日に一切国会に諮ることもせずに米政府と取り交わした「日米防衛協力の指針」（ガイドライン）に記された。

これまで政府見解は「平和国家として専守防衛に徹し、他国に脅威を与えない」としてきたが、既に「反撃力」と称して「敵基地攻撃能力」行使の国連憲章にも反する先制攻撃可能な長距離ミサイルの配備・開発、貯蔵のための弾薬庫の増設、自衛隊基地の強靱化などを進めており、今や他国の「脅威」となっている。

「特定利用空港・港湾」指定とは、「有事」に備えて「平素」から民間空港・港湾を戦争準備の防衛政策に組み入れようとするものである。

もし実際に軍事利用されることになれば、当然、国際法上の攻撃対象となり、市民の命が奪われることを大いに危惧するものである。同時に、軍事演習・訓練で民間利用が大幅に制限される事態も想定され、一般市民の移動や経済・流通活動が妨げられることを憂慮するものである。

よって、国に対し、大阪空港、関西空港及び堺泉北港を「特定利用空港・港湾」指定しないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026 年 6 月 日

熊取町議会

衆議院議長／参議院議長／法務大臣／防衛大臣／国土交通大臣 宛

(案)

R08 熊議委第 000008 号
令和 8 年 6 月 1 8 日

熊取町議会議長 文野 慎治 様

議会運営委員会
委員長 大林 隆昭

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を必要とするものと決定したので、議会会議規則第 7 4 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項
2. 理 由 上記事項について本委員会が閉会中もなお継続して調査する必要があるため
3. 調査期間 令和 8 年 6 月定例会閉会から令和 8 年 9 定例会開会まで